

広告媒体資料

印刷物に広告を掲載する事業者を募集します。

名 称	農業委員会だより第56号
媒 体 の 規 格	A4版 ミューマット70kg 6ページ(表紙・裏表紙カラー、ほか黒1色) (広告掲載箇所) 2ページ～5ページ 縦80mm×横180mm(最大)3枚 黒1色 綴じ代 左閉じ
掲 載 可 能 な 広 告	帯広市広告掲載要綱及び同基準に基づいた広告
発 行 部 数	1, 000部
発 行 予 定 日	令和8年2月27日(金)
媒 体 の 概 要	帯広市内の農家の方に、農業、農業者年金、税制関係や各種申請手続き 及び農業委員会の情報をお知らせするもの。
配 布 先	帯広市内の農家、農業関係機関等
配 布 方 法	帯広市の各農事組合長経由で配布
広 告 主 募 集 期 間	令和7年11月7日(金)～令和7年11月27日(木)
広 告 入 稿 期 限	令和7年12月23日(火) ※完全データで提出願います。
最 低 広 告 掲 載 料	1枚 5, 000円(縦80mm×横60mm) 2枚10, 000円(縦80mm×横120mm) ※1枚以上でお申し込みください。 ※広告料には制作費(デザイン料等)は含まれません。
申 込 み 書 類 等	① 広告掲載申込書 ② 広告図面及び説明書等 (広告図案(イメージ、ラフ・スケッチ)、文面(原稿案等)、説明書等) ③ 申込者に係る資料(会社の概要等、申込者のホームページURL) ④ 税情報確認承諾書
そ の 他	・複数の申込みがあった場合、申込額及び申込内容等により決定します。 ・募集から配布開始までのスケジュールは別紙のとおり予定しています。
申込み・問い合わせ先	帯広市農業委員会事務局 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 電話 0155-65-4224(直通) FAX 0155-23-0160 mail(問い合わせのみ) agri_member@city.obihiro.hokkaido.jp ※申込み書類等は郵送又は持参願います。(メール不可) ※メールでの問い合わせは、件名に【広告問い合わせ】と明記願います。

広告媒体資料

冊子のイメージです

農業委員会だより

令和7年10月発行

農業委員会だより

"News from agricultural committee"

第55号

令和7年10月発行

編集・発行

帯広市農業委員会

だより編集委員会

TEL 0155-85-4224

FAX 0155-23-0160



第26次帯広市農業委員会委員

新たな農業委員会がスタート

農業委員の任期満了に伴う改選が行われ、7月16日に米沢市長より、26名の農業委員へ辞令が交付されました。

同日、第1回農業委員会総会が開催され、会長に吉田利彦委員（4期目）、会長職務代理者に室崎公一委員（3期目）が選出され、第26次帯広市農業委員会が発足しました。

会長再任挨拶

帯広市農業委員会会長 吉田利彦

日頃より農業委員会の活動に対しましてご支援とご協力をいただきしておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年7月の農業委員会の改選に伴い、26名の委員が任命され、うち8名が新たな農業委員に代わりました。また、引き続き会長という重責を仰せつかりまして、あらためて身の引き締まる思いであります。

さて、農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いている。生産資材などの価格は高騰が続いている、気温の上昇により干ばつや豪雨が頻繁に起こり、農作物はもとより農地にまで大きな被害を受けるようになりましたが、農地を守り農業を営む人の減少を防ぐため、求められる活動に積極的に取組んでまいります。担い手への農地利用集積、新規参入促進、農業者結婚推進協議会活動や、農業者年金への加入推進など引き続き取組んでまいります。

今後とも帯広市の農業を次世代へ繋げるため、農業委員一同、心を一つにして難題に取組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ就任の挨拶と致します。

目 次

新農業委員の紹介 P 2
帯広市農業者年金協議会の活動報告 P 3
女性農業委員の活動報告 P 3
開墾して農地利用するとき P 3
農地の貸し借りや売買は、農地バンクを活用 P 4
農地を相続したら相続登記と届け出を P 4
知って得する！農業者年金 P 5
帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告 P 6
編集後記 P 6

農業委員会だより

令和7年10月発行

農地の貸し借りや売買は、農地バンクを活用しましょう！

農地バンクを活用するメリット(一例)

- ・賃料を確実に受け取れるので、金銭的なトラブルで揉めるリスクがありません。
- ・農地バンクを通して農地を貸し出すことで、税制上の優遇(固定資産税の減額など)が受けられる場合があるほか、農地バンクを通して農地を売却すれば、最大1,500万円の譲渡所得控除を受けることが可能です。



- 農地の売買や貸借を予定される方は、農業委員会へご相談ください。
- 農地バンク制度の詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

農地/バンク/農地中間管理機構



農地を相続したら「相続登記」と「届け出」を！



相続登記がお済みでないと、原則として農地バンクとのお手続きができません。

①法務局での相続登記

遺産分割や遺言などにより、農地を相続した場合には、所管する法務局において、相続の登記（相続による所有権移転登記）の手続きをお願いします。

詳しい手続きなどについては法務局へお問い合わせください。

②農業委員会への届け出

相続登記後は、農業委員会へ「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出が必要となりますので、忘れずにお願いします。

届出書は、農業委員会のHPから印刷することができます。

広告掲載(2枠)

縦80mm×横120mm

広告掲載(1枠)

縦80mm×横60mm

募集から配布開始までのスケジュール

令和7年11月7日(金) 広告主募集開始

令和7年11月27日(木) 広告主募集締切

令和7年12月4日(木) 広告主の決定・通知 媒体を所管する農業委員会農地課で決定します。

令和7年12月11日(木)まで 広告主との契約

※広告掲載に係る請書若しくは承諾書を提出していただきます。

※契約後指定期日までに広告料を前納していただきます。

令和7年12月23日(火)まで 広告原稿の入稿

※完全データでの入稿をお願いいたします。

令和8年2月27日(金) 配布開始予定